

裁 決 書

[REDACTED]  
審査請求人 [REDACTED]

処分庁 [REDACTED]

平成31年4月8日付で行われた4件の審査請求について、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「行審法」という。）第45条第2項及び第46条第1項の規定により、次のとおり裁決する。

主 文

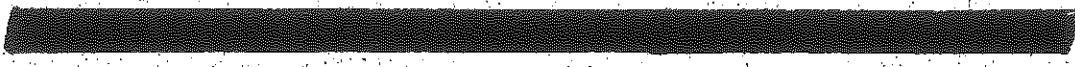
- 1 処分庁が審査請求人に対し平成31年2月18日付け及び同年3月28日付で行った各生活保護変更申請却下処分は、いずれもこれを取り消す。
- 2 審査請求人のその他の請求をいずれも棄却する。

事案の概要

1 [REDACTED]

2 原処分1について

(1) [REDACTED]

- (2)
- 
- 
- 
- 
- (3)
- 
- 
- 
- (4)
- 
- 
- 
- 
- 
- (5)
- 
- 

3 原処分 2について

- (1)
- 
- 
- 
- 
- (2)
- 
- 
- 

ア [REDACTED]

イ [REDACTED]

(3) [REDACTED]

(4) [REDACTED]

4 原処分 3について

(1) [REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

(2) [REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

The image displays a vertical stack of five horizontal bars. Each bar is dark gray with a fine, white, speckled pattern. The bars are separated by thin white spaces. To the left of each bar, there is a label: '(3)' at the top, '(4)' in the middle, and '(5)' at the bottom. The labels are in a simple, black, sans-serif font.

## 5 原処分4について

The image consists of three vertical columns of grayscale frames, labeled (1), (2), and (3) from top to bottom. Each column contains approximately 10 frames showing a close-up of a dark, textured surface. The surface has a distinct vertical grain or fiber-like pattern. In column (1), the texture appears slightly more pronounced in the middle frames. In column (2), there is a noticeable change in the lighting and texture in the lower frames, particularly around frame 5. Column (3) shows a consistent texture throughout all its frames.

(4) [REDACTED]

6 [REDACTED]

### 審理関係人の主張の要旨

#### 1 請求人の主張

請求人は、次により原処分は違法又は不当であると主張しているものと解される。

- (1) 原処分1及び原処分3については、移送費の給付を要するとの主治医の意見があるにもかかわらず、却下としたこと。
- (2) 原処分2については、主治医の意見を得ることなく却下したこと。
- (3) 原処分4については、治療を要し治療実績があるにもかかわらず、主治医意見のみをもって却下したこと。

#### 2 処分庁の主張

次により各処分を行ったものであり、請求人宅から比較的近距離にそれぞれの診療科の医療機関が複数所在することを確認していることから、違法又は不当な点はない。

- (1) 原処分1及び原処分3については、主治医の意見を踏まえ、実施機関医との協議を行った結果、請求人の症状から、専門的治療の必要性がなく、他の同一診療科でも対応可能であると判断したこと。
- (2) 原処分2については、主治医からの要否意見書の記載は得られなかったが、実施機関医との協議を行った結果、請求人の症状から、専門的治療の必要性がなく、他の同一診療科でも対応可能であると判断したこと。
- (3) 原処分4については、他の同一診療科でも対応可能であるとの主治医意見

を踏まえ、同様に判断したこと。

## 理由

### 1 法令等の規定について

#### (1) 法等の規定について

ア 保護の医療扶助（法第11条第1項第4号）は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して行われるものであり、移送（法第15条第6号）は医療扶助の対象とされている。

イ 移送費は、法第8条第1項に基づき厚生労働大臣が定めた「生活保護法による保護の基準」（昭和38年厚生省告示第158号）によると、「移送に必要な最小限度の額」とされている。

#### (2) 処理基準について

保護の変更の申請に対する決定に係る事務（法第24条第9項において準用する同条第3項の規定により処理することとされている事務）は、第一号法定受託事務（地方自治法（昭和22年法律第67号）第2条第9項第1号及び別表第1）とされているから、厚生労働大臣は、同法第245条の9第1項及び第3項に基づき、その基準として、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和36年4月1日付け厚生省発社第123号厚生事務次官通知）、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日付け社発第246号厚生省社会局長通知）及び「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」（昭和38年4月1日付け社保第34号厚生省社会局保護課長通知）を定め、これらを踏まえ「生活保護問答集について」（平成21年3月31日付け厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡）が定められている。

また、医療扶助に関する基準として「生活保護法による医療扶助運営要領について」（昭和36年9月30日付け社発第727号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）が定められている。

### (3) 移送費の処理基準について

#### ア 納付の方針

移送費は、個別にその内容を審査し、納付を行うこととされており、療養に必要な最小限度の日数に限り、傷病等の状態に応じて経済的かつ合理的な経路及び交通手段によって行うものとされている（局長通知第3の9(1)）。

#### イ 納付の範囲

受診する医療機関については、原則として要保護者の居住地等に比較的近距離に所在する医療機関に限るものとされている。

ただし、傷病等の状態により、要保護者の居住地等に比較的近距離に所在する医療機関での対応が困難な場合は、専門的治療の必要性、治療実績、患者である被保護者と主治医との信頼関係、同一の病態にある当該地域の他の患者の受診行動等を総合的に勘案し、適切な医療機関への受診が認められている（局長通知第3の9(2)）。

#### ウ 納付決定に関する審査手続

被保護者から申請があった場合、納付要否意見書（移送）により主治医の意見を確認するとともに、その内容に関する嘱託医協議及び必要に応じて検診命令を行い、福祉事務所において必要性を判断し、納付の対象となる医療機関、受診日数の程度、経路及び利用する交通機関を適正に決定することとされている（局長通知第3の9(3)イ）。

## 2 判断

### (1) 原処分1、原処分2、原処分3及び原処分4について

ア 請求人は、各医療機関を受診するための移送費を申請したところ、処分庁は、いずれも専門的治療の必要性がなく、請求人宅から比較的近距離に所在する他の医療機関でも治療が可能であるとして、原処分1、原処分2、原処分3及び原処分4を行ったことが認められることから、移送費の支給

要件に照らして、以下、その適否を検討する。

イ　処理基準によると、被保護者から申請があった場合、給付要否意見書（移送）により主治医の意見を確認するとともに、その内容に関する嘱託医協議及び必要に応じて検診命令を行い、福祉事務所において必要性を判断し、給付の対象となる医療機関、受診日数の程度、経路及び利用する交通機関を適正に決定することとされている（前記1(3)ウ）。

ウ　そこで、本件をみていくと、原処分1及び原処分3については、主治医からの給付要否意見書を踏まえ、嘱託医と協議を行った結果、専門的治療の必要性がなく、請求人宅から比較的近距離に所在する他の医療機関でも治療が可能であるとの意見であったことから、処分庁において給付は不要であると判断したものであり、処理基準に基づいて行われていることから、違法又は不当な点は認められない。

エ　原処分2については、処分庁は、主治医からの意見は得られなかつたが、嘱託医と協議を行った結果、専門的治療の必要性がなく、請求人宅から比較的近距離に所在する他の医療機関でも治療が可能であるとの意見があつたことから、処分庁において給付は不要であると判断した旨、主張している。

処分庁は、請求人に対し、■■■の主治医に給付要否意見書の記載を依頼の上、処分庁に提出するよう指示しているが（前記「事案の概要」の3(1)）、処分庁から証拠物件として提出のあつた当該給付要否意見書の主治医意見欄は空欄となっていた（同(2)）。この点、処分庁は、■■■に対して意見を求めていないことについては、比較的近距離の医療機関で治療を行えることが明白であるから、そもそも医療機関の意見は不要であると判断できるとして（同イ）、原処分2を行つたとしている。

この経緯に関しては、主治医がどのような理由により空欄としたのか、あるいは請求人が指示に反して記載を依頼しなかつたのか、記録からは確

認できないが、少なくとも処分庁が [ ] の主治医や請求人にそのことを確認した旨の記録は見当たらないことから、処分庁は主治医の意見を得ず原処分2を行ったこととなり、原処分2が処理基準に従って行われたことを確認することはできない。

また、嘱託医協議についても、協議を行ったとの記録はあるが（同ア）、給付要否意見書の所定の欄に嘱託医による記載や押印がなく空欄となっている（同（2））ことから、この点においても原処分2が処理基準に従って行われたことを確認することはできない。

よって、いずれについても、原処分2が処理基準に従って行われたと認めることは困難である。

オ 原処分4については、主治医から同一診療科の他の医療機関でも対応可能であるとの意見を得たことから、処分庁において比較的近距離に所在する他の医療機関でも治療が可能であり、給付は不要であると判断したことが認められるが、処理基準では、主治医から給付を要しない旨の意見があった場合は、嘱託医との協議は省略しても差し支えない旨を定めた規定はなく、この点において、原処分4は処理基準に違反して行われた処分であるといわざる得ない。

カ 以上のとおり、原処分1及び原処分3は、いずれも違法又は不当な点は認められないが、一方、原処分2については処理基準に従って行われたとは認めがたく、原処分4については処理基準に違反していることは明らかであるので、いずれも取消しを免れない。

## （2）請求人の主張について

請求人は、原処分1及び3については、主治医の意見が、移送費支給が必要とされているにもかかわらず、当該申請を却下することは不当である旨、主張しているものと解される（前記「審理関係人の主張の要旨」の1）。

しかしながら、原処分1及び原処分3に違法又は不当な点はないことは前

記(1)ウに述べたとおりであり、請求人の主張を採用することはできない。

### (3) 北海道行政不服審査会の判断

本件各審査請求については、令和元年7月18日、行審法第43条第1項に基づき、北海道行政不服審査会に諮問したところ、同年8月15日、次の理由により、原処分2及び原処分4は取り消されるべきであり、その余の請求はいずれも棄却されるべきであるとの答申を得ている。

保護の処理基準によれば、受診する医療機関については、原則として要保護者の居住地等に比較的近距離に所在する医療機関に限るものとされており、傷病等の状態により要保護者の居住地等に比較的近距離に所在する医療機関での対応が困難な場合は、専門的治療の必要性、治療実績、患者である被保護者と主治医との信頼関係、同一の病態にある当該地域の他の患者の受診行動等を総合的に勘案し、適切な医療機関への受診が認められている。

そして、被保護者から申請があった場合、給付要否意見書（移送）により主治医の意見を確認するとともに、その内容に関する嘱託医協議及び必要に応じて検診命令を行い、福祉事務所において必要性を判断し、給付の対象となる医療機関、受診日数の程度、経路及び利用する交通機関を適正に決定することとされている。

この点、請求人は、原処分1及び原処分3は移送費の給付を要するとの主治医の意見があるにもかかわらず行われたこと、原処分2は主治医の意見を得ることなく行われたこと、原処分4は主治医の意見のみをもって行われたことから、それぞれ違法又は不当であると主張する。

まず、原処分1及び原処分3についてみると、給付要否意見書においては主治医から給付を要する旨の意見があったものの、嘱託医からは、給付に係る疾病について、専門的治療の必要性がなく、請求人宅から比較的近距離に所在する他の医療機関でも治療が可能である旨の意見があつたことから、処分庁において給付は不要であると判断したものであつて、違法又は不当な点

は認められない。

他方、原処分2については、比較的近距離の医療機関で治療を行えることが明白であることを理由として主治医の意見を求めずに行われたものと認められ、また、原処分4については、主治医から給付を要しない旨の意見があつたことを理由として嘱託医と協議することなく行われたものと認められるところから、これらは主治医の意見を求めるとともに嘱託医との協議を行うこととしている法の処理基準に反するものといわざるを得ない。

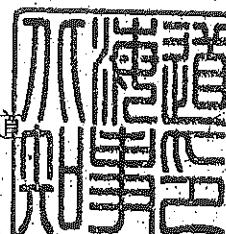
以上のとおり、原処分1及び原処分3については、これを取り消すべき違法又は不当な点は認められず、審理員の審理手続についても、適正なものと認められるから、これらに係る審査請求は棄却されるべきであるが、原処分2及び原処分4については、上記のとおり、法の処理基準上、手続に関して違反が認められるため、改めて適切な手続を経た上で給付の要否を判断する必要があることから、これらを取り消すべきであるとした審査庁の判断について、これを是認するものである。

#### (4) 結論

以上のとおり、原処分1及び原処分3に対する本件審査請求1及び本件審査請求3については、処分庁はこれらを適法かつ正当に行っており、これに対する請求人の主張にはいずれも理由がなく、これを採用することはできない。一方、原処分2及び原処分4に対する本件審査請求2及び本件審査請求4については理由がある。よって、北海道行政不服審査会の答申も踏まえ、主文のとおり裁決する。

令和元年（2019年）9月10日

審査庁 北海道知事 鈴木直道



## 教 示

- 1 この裁決について不服がある場合には、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して1月以内に、厚生労働大臣に再審査請求をすることができます。ただし、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して1月以内であっても、裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると再審査請求をすることができなくなります。
- 2 この裁決について不服がある場合には、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道知事となります。）を被告として、札幌地方裁判所にこの裁決の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると裁決の取消しの訴えを提起することができなくなります。